

4月1日より、今まで県が行ってきた

建築確認などの限定した業務を本市で行っています

本市が限定特定行政庁となり、下表の建築確認などの業務を行っています。

対 象	内 容
■建築物 (建築基準法第6条第1項第4号)	都市計画区域内の (1) 100㎡以下の特殊建築物 (2) 2階建て以下で500㎡以下の木造建築物 (3) 平屋建てで200㎡以下の非木造建築物
■工作物 (建築基準法施行令第138条第1項第1・3・5号)	(1) 6mを超え10m以下の煙突 (2) 4mを超え10m以下の広告塔・装飾塔・記念塔など (3) 2mを超え3m以下の擁壁 <small>ようへき</small>
事務の内容	
建築基準法による、 ●建築確認・完了検査 ●違反建築物の是正措置 ●各種証明書の発行 ●建築計画概要書の閲覧 ●道路位置指定(建築規模などに関係なくすべて)	建築物は、 4部提出から3部提出に変更になりました。
浄化槽法による、 ●浄化槽審査書の審査 ●浄化槽工事完了報告書の受理	進達依頼書は、 1部提出から提出の必要がなくなりました。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による、 ●工事の届出書および通知書の受理(4号建築物に限る) ●分別解体時の助言・命令・勧告など(4号建築物に限る)	工作物は、 3部提出から2部提出に変更になりました。
以上に掲げる各種相談などに関すること	

*上記以外の物件に関しては、これまでと同様に特定行政庁(県知事)が行います。

手数料の納入方法が変わります。

建築確認申請書を提出するときに、市が発行する納入通知書により納入し、領収書の写しを申請書などに添付します。
なお、県が発行する証紙を
誤って貼り付けしていた場合、証紙の返却については行いませんが、現金への引き換えはできませんので、あらかじめご了承ください。

建築物に限る確認申請等手数料

床面積の合計(A)	建築確認手数料(B)	完了検査手数料
～ 30㎡以内	5,000円	10,000円
30㎡超 ～ 100㎡以内	9,000円	12,000円
100㎡超 ～ 200㎡以内	14,000円	16,000円
200㎡超 ～ 500㎡以内	19,000円	22,000円
500㎡超 ～ 1,000㎡以内	34,000円	36,000円
1,000㎡超 ～	48,000円	50,000円

*計画変更の場合の確認手数料は、変更に係る床面積の2分の1の面積を上記(A)に当てはめたときの上記(B)の手数料額になります。

工作物に限る確認申請等手数料

区 分	工作物確認手数料		完了検査手数料
	新たに設置	計画変更	
工作物	8,000円	4,000円	9,000円

優良住宅および優良宅地の認定

これまで、宅地の面積が1000㎡未満の認定は市長で、1000㎡以上の認定は県知事が行ってまいりましたが、4月1日より、1000㎡以上についても市長が認定することになりました。

●問合先 本庁建築住宅課建築指導グループ

(内線3641・3642)